

越前市告示第 46 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により景観計画を定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により、次の通り告示し、及び当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 21 年 3 月 24 日

越前市長 奈良 俊幸



- 1 景観計画の名称
越前市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
越前市全域
- 3 効力の発生する日
平成 21 年 10 月 1 日
- 4 縦覧場所
越前市役所建設部都市計画課